

一条福祉館だより No.422

差別は「される側」ではなく「する側」の問題

福岡県同和問題啓発強調月間

7月は同和問題啓発強調月間です。福岡県は1981年にこのことを定め、現在も継続しています。7月だけ頑張ればよいというわけではありませんが、行政も県民も忘れないように定めたのだと思います。他の県では別の月に決めているところもあるようです。

筑後市でも県に倣い、人権啓発推進大会が行われます。今年は、7月28日(火)サザンクス筑後で行われます。

「人権問題は難しい」と言われる人もいますが、そんなことはありません。差別をしないこと、差別をされないことです。福祉館に来る子どもたちには、「始める・仲間はずしにする・ばかにすることが差別だよ。3つ同時にではなくて、1つでも当てはまるときには差別だよ。」と話しています。

ただ、分かっているつもりでもそうしてしまうことがあるものです。そういう意味では「難しい」というのは当てはまるのかもしれませんが、「難しい」からやらないというのではなく、「難しい」から勉強してみよう、人の話を聞いてみようとなるといい方向に近付いていくような気がします。自分のこと、自分のためのことから。

再審法の改正について

今国会で、政府案が審議され、可決しそうです(これを読まれる頃にはすでに成立しているかもしれません)。再審法の改正の一番の目的は、冤罪被害者の救済です。これまでに冤罪事件は数多くありましたが、再審で無罪判決が出されるまでの期間(実際はその後の人生においても)、その人の人権が守られていないのです。それが、今の再審法の下では何十年と続いてしまうのです。その間真犯人を取り逃がしているということも考えなければなりません。

これまでの法務委員会のやり取りを新聞記事やネットニュースなどで見ると、冤罪被害者を守るのか権力を守るのかが争点となっているようです。

- ① 全ての証拠の開示を可能にする。
- ② 再審開始決定に検察は不服申し立てをしない。
- ③ 最新手続き全般を整備する。

私たちの人権にかかわる重要な法律です。上記の3点から審議を見守りたいと思っています。

しぶぞめいっき
【渋染一揆フィールドワーク】

市内の先生たちと「渋染一揆に学ぶ」

というテーマでフィールドワークに行きました。

岡山藩では江戸時代の終わりごろ、苦しくなった財政の立て直しのために

儉約令が出されました。「百姓」に対して出された儉約令に加えて、当時差別された人々に対しては別段の儉約令が出されました。

「着物の色は無地の『渋染』か『藍染』のみ。ムラの中では下駄をはいてもよいが、他のムラへ行くときは裸足。」などというものでした。「これは儉約令ではなく差別ではないか、黙っていれば子や孫たちにさらにつらい思いをさせる。」と考えた被差別の人々は秘密裏に話し合いをし、藩家老の一人（伊木若狭）に嘆願書を渡し、儉約令を取り下げさせるというたたかいを計画しました（強訴といいます）。

八日市河原には藩内の53ヶ村から数千人が集まりました。その中から、約千人の強訴隊をつくり、竹やりもむしろ旗も持たず、数日分の食料と嘆願書だけをもって伊木若狭の陣屋をめざして整然と進んでいきました。（続きは8月号で）



数千人が結集した八日市河原の記念碑。ここから伊木若狭の陣屋をめざしました。

7月行事予定

日	曜	福祉館行事	関係団体行事等	日	曜	福祉館行事	関係団体行事等
1	水	定例会議(8:30~9:30)	西牟田小人権集会 筑後市人権啓発推進協議会総会	17	金		小中学校終業式
2	木			18	土		
3	金			19	日	閉館	
4	土			20	月	海の日 閉館	
5	日	閉館		21	火	夏休み質問教室事前研修 よろず相談(18:00~19:30)	
6	月			22	水	いきいき健康教室 (14:30~15:30)	
7	火	よろず相談(18:00~19:30)		23	木	夏休み質問教室(小・中)	
8	水	いきいき健康教室 (14:30~15:30)		24	金	夏休み質問教室(小・中)	
9	木		北中人権学習	25	土		
10	金			26	日	閉館	
11	土			27	月	夏休み質問教室(小・中)	
12	日	閉館		28	火	夏休み質問教室(小・中)	人権啓発推進大会 (サザンクス筑後)
13	月			29	水	夏休み質問教室(小・中)	
14	火	パソコン教室(19:00~20:30)	西牟田小人権学習	30	木		
15	水			31	金		
16	木						